

## 宇都宮市宇宙ビジネス認定事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市が交付する宇都宮市宇宙ビジネス認定事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年宇都宮市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、宇都宮市内で宇宙産業に関連する事業を行う者に対して、企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。以下同じ。）を財源として事業の実施に要する費用を補助することにより、宇宙関連産業の創出及び集積を図り、もって本市産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 宇都宮市内に事業所を有する者
  - (2) 市税を滞納していない者
  - (3) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する密接関係者でない者
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請に当たり、あらかじめ、自ら行う事業が次条に規定する補助対象事業であることについて市長の認定を受けなければならない。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 宇宙産業に関連する事業であること。
- (2) 宇都宮市内の宇宙関連産業の振興及び経済発展等に資する事業であること。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反しない事業であること。
- (4) 政治活動及び宗教活動に関連しない事業であること。

### (認定の申請)

第5条 第3条第2項の認定を受けようとする者は、認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人の登記事項証明書の写し（個人の場合は、確定申告書又は開業届の写し）
- (3) 法令順守宣誓書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（認定の決定）

第6条 市長は、前条の規定により提出された事業計画書等を審査し、補助対象事業として適当であると認定する事業（以下「認定事業」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の認定又は不認定を決定したときは、認定（不認定）事業決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（企業版ふるさとの納税の公募）

第7条 市長は、認定事業に対し、企業版ふるさと納税をする者を公募するものとする。

（補助対象経費）

第8条 補助金の対象経費は、第4条に規定する補助対象事業に係る投資又は活動経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 租税公課
- (2) 国、県その他の地方公共団体から受ける他の補助金の対象となる経費
- (3) その他補助対象経費とすることが適当でないと認められる経費

（補助金の額）

第9条 市長は、認定事業を行う補助対象者（以下「認定者」という。）が事業計画書において設定した目標金額に対して、寄附募集期間に集まった企業版ふるさと納税の寄附金を限度額として、認定事業の実施に要した補助対象経費の額（以下「総事業費」という）を補助金として交付する。ただし、寄附金が目標金額を上回った場合は、総事業費を限度額として交付する。

2 市長は、総事業費を超過した寄附金については、関連する本市施策において活用するものとする。

（交付の申請）

第10条 認定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 市長は、認定者から前条に規定する補助金交付申請書等が提出されたときは、当該申請に係る書類等を審査等し、適正であると認められるときは、補助金の交付の決

定をするものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付又は不交付を決定したときは、認定者に対して、補助金交付（不交付）決定通知書により、通知するものとする。

（認定又は交付の決定の取消し）

第12条 市長は、認定者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、認定又は交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により認定又は交付の決定を受けたとき
- (3) 認定者から認定の取り下げの申請があったとき
- (4) その他市長が不適當であると認めたとき

（実績報告）

第13条 認定者は、補助認定事業が完了したとき、実績報告書に別に定める資料を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適正であると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに認定者に対し、補助金確定通知書により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条に規定する補助金確定通知書の通知を受けた認定者は、補助金交付請求書を市長が定める期日までに市長に提出するものとする。

（財産処分の制限等）

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象として取得し、又は効用の増加した固定資産について、当該取得固定資産の取得年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数(土地の場合は10年とする。)を経過するまでの期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうち、適当と認めるときは、当該申請に係る財産処分を承認し、補助金の交付を受けた者に対して財産処分承認書を送付するものとする。

3 市長は、前項の承認をした場合において、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。この場合における補助金の返還額の算出に

については、取得等をした固定資産に対して補助金の交付額を耐用年数で除した金額に、所有期間がその耐用年数に満たない期間の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。）を乗じた金額とする。

（宇都宮市宇宙ビジネス認定事業補助金審査会の設置）

第17条 市長は、第6条第1項に規定する事業計画書等の審査をするため、宇宙ビジネス認定事業補助金審査会（次項において「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営について、必要な事項は、別に定める。

（様式）

第18条 規則及びこの要綱に定める申請書等の様式は、別に定める。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文（令和6年3月27日告示第100-4号）

令和6年4月1日から適用する。